

砂防事業の事業評価について

平成26年9月8日

中部地方整備局河川部

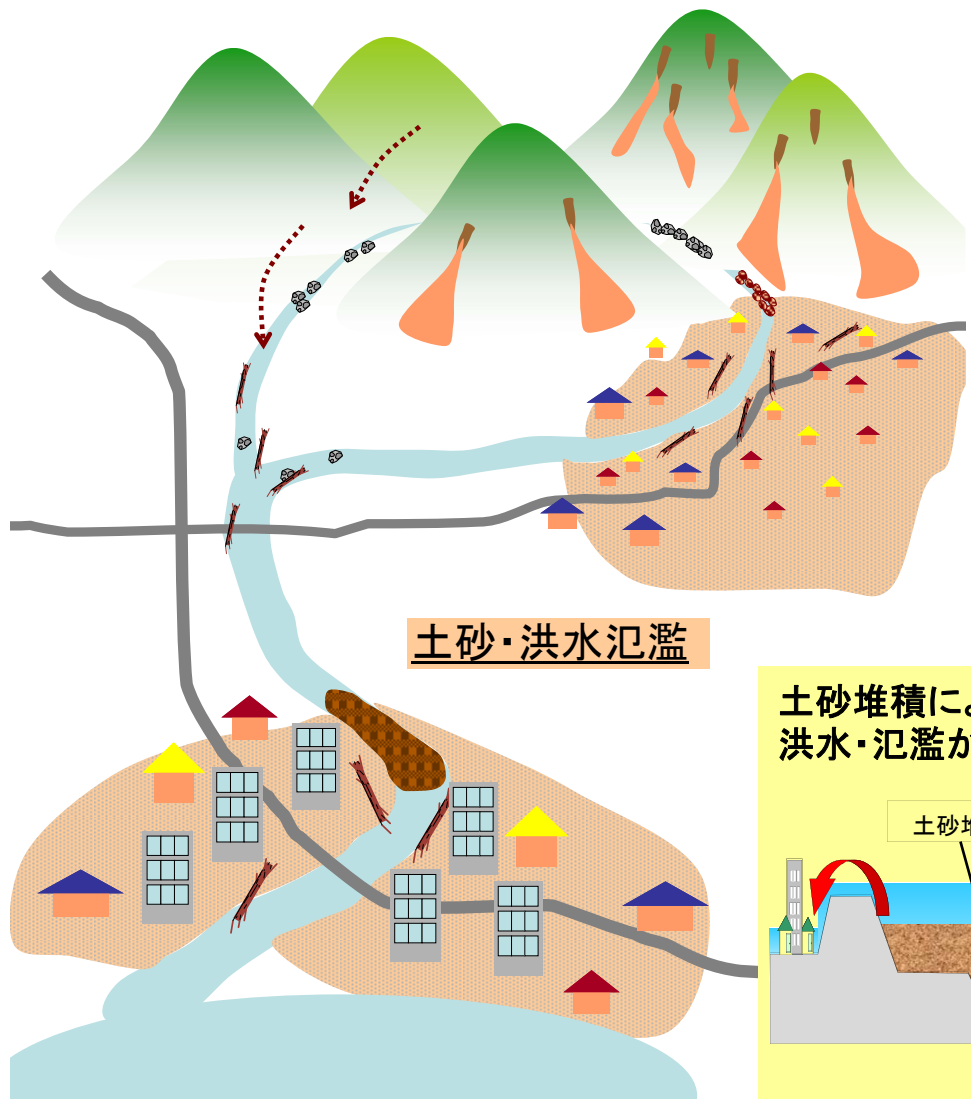
砂防事業

- (1) 砂防事業の効果
- (2) 砂防堰堤の効果事例
- (3) 評価期間の考え方

砂防事業の効果①

■土砂・洪水氾濫による被害

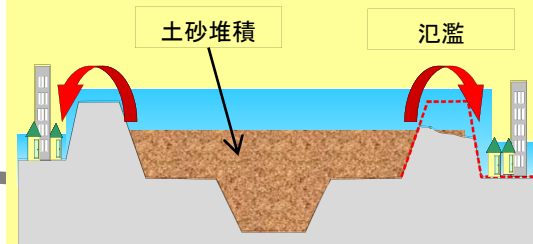
上流域での崩壊地等から流出する土砂が、支川下流部や本川等に堆積し、洪水の流下阻害・氾濫することによる土砂災害から、下流域の人命・資産を守る。



那智川流域崩壊状況



土砂堆積により河床が上昇し、洪水・氾濫が発生する。



河床が上昇した状況(那智勝浦町)



砂防事業の効果②

■土石流による被害 土石流に起因する土砂災害から、溪流直下に位置する人命・資産を守る。

H23.9台風12号による和歌山県那智川周辺の土砂災害状況



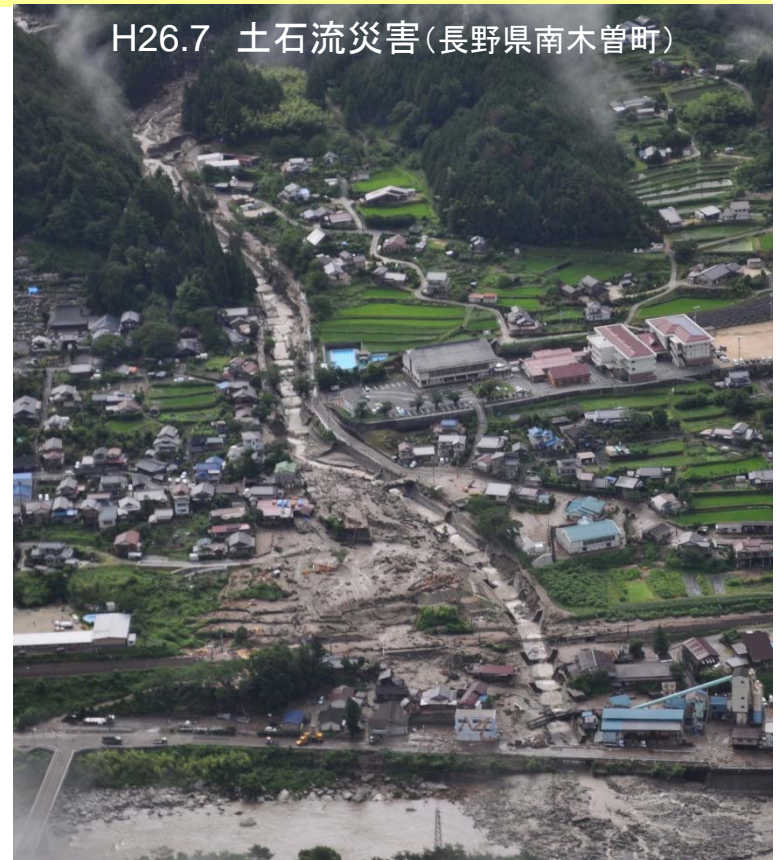
堰堤本体



保全された集落

台風12号に伴う豪雨により土石流が発生したが、砂防堰堤が整備されており、土砂を捕捉(約11,000m³)。一部流出したが、被害軽減につながった。

H26.7 土石流災害(長野県南木曾町)



砂防堰堤の効果事例

■ 主な砂防堰堤



なめかわ

木曾川滑川第1砂防堰堤(不透過型)



せんぞく

富士山千束第5砂防堰堤(透過型)

■ 砂防堰堤の効果



安倍川大島砂防堰堤(昭和56年撮影)



安倍川大島砂防堰堤(昭和57年撮影)

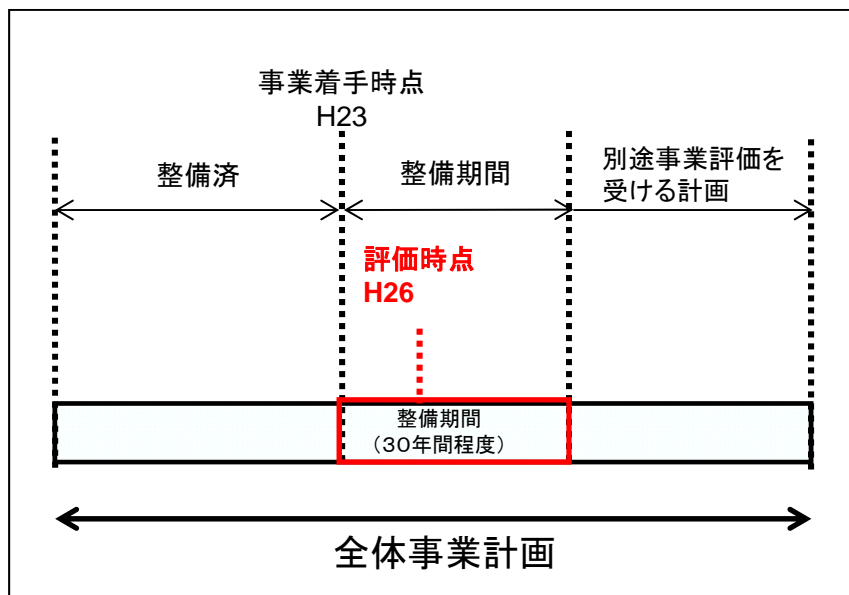
主な効果

- 土石流の捕捉
- 土砂の抑制・調節
- 川岸や川底がけずられるのをふせぐ

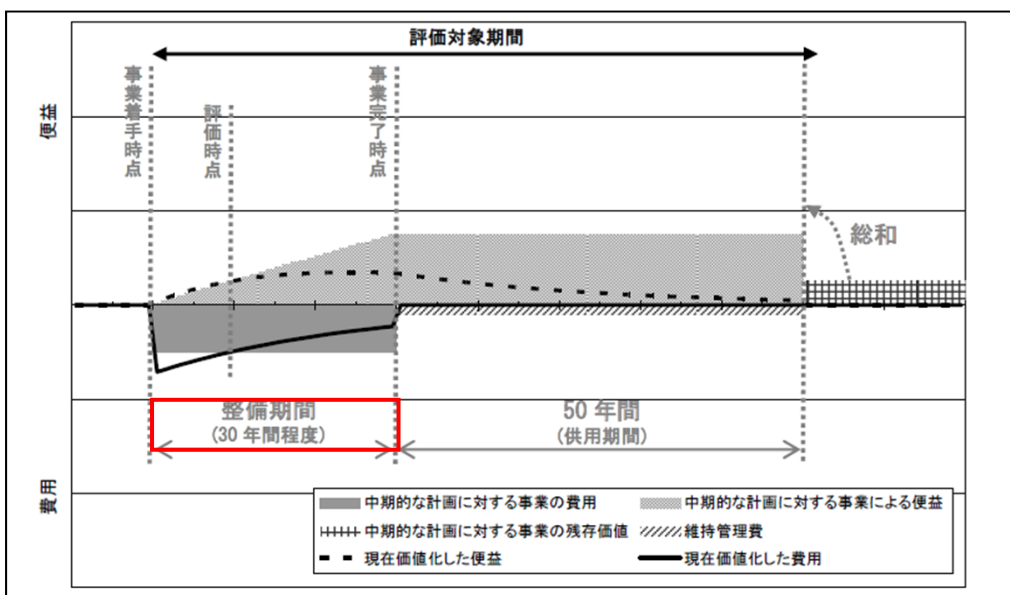
評価期間の考え方

砂防事業は、全体計画の事業実施期間が長期間に及ぶ場合等には、既往災害対応や一定目標の達成などを目標とした概ね30年間程度の今後の整備内容(中期的な計画)を設定し評価を行う。

事業評価対象の整備期間の考え方



評価期間の考え方 (砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)より)



- ・全体事業計画に対して中期的な計画を設定し整備期間とする。
- ・平成23年度に中期的な計画を設定(30年間程度)

- ・H23年度に設定した中期的な計画に対しての全体・残事業を対象に評価
- ・整備期間(30年間程度)、及び、50年間の供用期間において評価

砂防関係事業のマニュアルの改訂について (平成24年3月)

砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)
土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)



砂防事業

地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)



地すべり対策事業

改訂の主なポイント

① 人身被害の算定式の見直し

- ・近年の災害事例を踏まえ、全壊家屋から人身被害の算定式の見直し

② 計測する便益のマニュアルへの明記

- ・交通途絶被害軽減効果 : 交通迂回に伴う費用を軽減する効果
- ・土砂処理費用軽減効果等 : 土砂の撤去費用を軽減する効果等